

第 1 回東京環状道路有識者委員会 議事録

平成 13 年 12 月 6 日 (木)

於：虎ノ門パストラル「桃の間」

【東京都】 大変お待たせいたしました。ただいまから、第 1 回東京環状道路有識者委員会を開催いたします。

本委員会は、委員名簿のとおり、5 名の委員により構成されております。

また、委員会の委員長につきましては、政策研究大学院大学の御厨先生にご就任をお願いしております。

本日まで出席の方々を順にご紹介させていただきます。

(委員自己紹介)

【東京都】 ここで、議事に入ります前に、国土交通省関東地方整備局長並びに東京都都市計画局長からごあいさつをさせていただきます。

なお、カメラ撮りにつきましては、国土交通省関東地方整備局長、東京都都市計画局長のあいさつまでとさせていただきます。報道の皆様にはご協力をお願いいたします。

それでは、国土交通省関東地方整備局の奥野整備局長よりごあいさつをお願いいたします。

【国土交通省】 おはようございます。国土交通省関東地方整備局長の奥野でございます。本日、第 1 回の東京環状道路有識者委員会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

先生方には、お忙しいところ、本委員会にご参加、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会におきましては、いろいろご指導、ご助言をいただき、今後の外環計画の進め方に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

道路事業の円滑な進捗を図るためには、道路計画の初期段階において市民や地元自治体等の意向を十分に把握し、計画に反映することが重要だと考えております。このため、国土交通省では、今後の幹線道路事業の構想段階における計画決定手続などについてご審議していただく学識経験者から成る道路計画合意形成研究会を設置いたしまして、先般 10 月にご提言をいただいたところでございます。この提言の中に、構想段階における合意形成を図る手続における透明性、客観性、公正さを保つために、第三者機関の設置が位置づけられております。

東京外かく環状道路の関越道から東名高速間については、昭和 41 年に高架構造で都市計画決定されておりますが、地域住民の皆さんの反対運動などが起こっておりまして、昭

和45年に当時の建設大臣が、国会の場で「地元と話し得る条件の整うまでは強行すべきではない」旨の発言をいたしました。それ以降、計画が進展していない状況でございました。しかしながら、平成11年10月、東京都知事の現地視察を契機といたしまして、地元住民団体の皆様との話し合いが開始されました。平成13年1月には国土交通大臣が担当大臣としては33年ぶりに外環計画の予定地を視察いたしました。また、4月には計画のたたき台を公表いたしました。その後、地元説明会などを行ってきたところでございます。今後、外環計画については幅広く多くの方々から意見を伺いながら、外環の必要性も含めて原点から議論を進めていくこととしております。

このような背景のもとに、私ども国土交通省関東地方整備局と東京都都市計画局では、先ほど申し上げました提言の趣旨を踏まえまして、外環計画について、手続の透明性、客観性、公正さを確保するため、公正中立な立場からご指導、ご助言をいただきたく、本委員会を設立させていただいた次第でございます。私も昨年8月に着任をいたしまして、地元住民団体の皆様との話し合いに参加させていただいておりますが、その中で、地域住民の方々との議論と、それに必要な信頼感を深めていくということが非常に重要であるというふうに感じているところでございます。今後、外環の計画づくりについては、よりよい合意形成プロセスが構築できるよう、ご指導、ご助言をいただきたく考えておりますので、大変お忙しい中とは思いますが、ご審議をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。そして、この外環計画に関する合意形成プロセスが、道路計画全般の先駆的なよき事例になれば幸いだというふうに考えているところでございます。委員の先生方には大変ご苦労様でございますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【東京都】 ありがとうございます。

次に、東京都都市計画局の木内都市計画局長にごあいさつをお願いいたします。

【東京都】 おはようございます。東京都都市計画局の木内でございます。本日は、先生方には雨の中お御足を運んでいただきまして本委員会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。東京都はいろいろ問題を抱えておりますけれども、先生方には都政万般にわたって、とりわけ都市計画行政につきまして、さまざまなご指導、ご助言をいただいておりますことを本席をおかりして改めて御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

今、奥野局長から話がありましたので、繰り返しになることを避けながら、この外環につきましては、都として重要課題の1つという位置づけの中で取り組みたいというふうに気持ちを持っているところでございます。さはさりながら、歴史的な経緯これありという中であって、地域住民を含めて、広く利用者も含めた方々の大いなる同意を形成していく上に当たって、いかなる方途が必要や否やということの議論をする中であって、この会がその1つとして、あるいは大きな位置づけの中の1つとして設けられたらというふうには私は思っております。そんな意味で、これからの道路行政のみならず、公共事業全体に

わたっていかなる合意形成過程をつくっていくかという1つのモデルというふうになるかと思っております。そんな意味で重要な位置づけの本委員会が、私どもがこいねがっている外環の必要性についての議論が深まり、かつまた、いろいろな意見に対してどのような集約ができていくかということについてご助言をいただき、私どもとしての行政を進めていく上での大いなる助けと言ってしまう言い過ぎかもしれませんが、そうしたお力添えをいただけることを期待し、かつまたお願いを申し上げて、ごあいさつにかえさせていただきます。

お忙しい中ではありますが、集中的なご議論をいただくやに聞いておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

【東京都】 ありがとうございます。

ここで、報道の皆様には、カメラ撮りを終了していただきますようお願い申し上げます。

これ以降、御厨委員長にご進行をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【御厨委員長】 御厨でございます。今回、この東京環状道路有識者委員会というものが設けられまして、その委員長を務めさせていただくことになりました。重ねてよろしくお願いを申し上げます。

そこで、まず、具体的なきょうの議事に入る前に、この委員会の公開についてちょっとお諮りしたいと思います。事務局から、本日の配付資料の確認と、それからこの委員会の公開について、説明をお願いいたしたいと思います。お願いいたします。

【国土交通省】 まず、お手元にお配りしています資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、1枚目にこの委員会の議事次第がございます。それから、配席図、本委員会の名簿がございます。その次に、配付資料ということで資料1から4がございます。もし資料のない方がいらっしゃれば、また事務局のほうに言っていただければと思います。

それでは続きまして、議事に入ります前に、本委員会の公開についての議論ということでございまして、別添の資料、「委員会の公開について(案)」という資料がございます。これに基づきまして説明させていただきたいと思います。全部で5点ございます。

1点目でございますが、委員会議事録ということでございます。議事録につきましては、委員会に諮った上でこれを公開するものとするということで考えております。ただし、議事録の公開によりまして当事者若しくは第三者の権利又は公共の利害を害する恐れがあるときには、議事録を非公開とすることができるということでございます。これが議事録についてでございます。

2点目、委員会資料でございます。委員会資料につきましては、公開するものとするということで考えております。

3点目でございますが、委員会の傍聴ということでございまして、委員会の傍聴につきましては、報道関係者に認めるものとする。ただし、委員会の傍聴によりまして第三者の権利又は公共の利害を害する恐れがあるときには、非公開とすることができるということ

でございます。

それから、その他としまして、1から3までに定めるもののほか、委員会の公開に関し必要な事項については、委員会に諮った上でこれを定めるということで、最後、適用については、以上について本日12月6日から適用するというところでございます。

以上、事務局において、この公開について考え方を説明させていただきました。

以上でございます。

【御厨委員長】 ありがとうございます。

それでは、本委員会の公開ということにつきまして確認をさせていただきたいと思えます。ただいま事務局のほうから説明がございましたこの委員会の公開についての（案）でございしますが、これについてご質問やご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。もしございましたら、この場でご提示をいただきたいのですが。

【石田委員】 公開という方向性につきましては原則的に賛成でございます。そういう方向性について、質問、あるいは確認をしたいんですけども、1番目の委員会の議事録で、当事者若しくは第三者の権利云々という後に、「議事録を非公開をすることができる」と書いてございますけれども、これは議事録全部でしょうか。当該部分だけでしょうか。できましたら、なるべく公開をするということから、狭くしていただければありがたいなというふうに思いますが、確認でございます。

【御厨委員長】 事務局のほう、お考えいかがでしょう。

【国土交通省】 この趣旨に基づきまして、全体ということではなく、当該部分について考えておるところでございます。

【御厨委員長】 ほかに。

【越澤委員】 非常に細かい点ですが、まず、議事録については、例えば氏名の扱いとか、それから、事務局の方々も国、都もありますので、そこら辺ぐらいは区別するかどうかを含めて、一番最初ですから、非常に細かいですが、まず最初、我々の間で発言がこれでいいかという確認をして、従来、国の審議会ですと、氏名は伏せて公開すると。インターネット等ホームページでも公開されておりますが、同じやり方になるのか、今回多少違うのか確認したほうがよろしいかなと思います。

【御厨委員長】 事務局のほうはいかがでしょう。

【国土交通省】 議事録につきましては、先ほど先生からご指摘がありましたように、確認させていただきまして公開したいと思っておりますけれども、各委員のお名前につきましては、この委員の先生方のご意向によりまして、もしよろしければ公開させていただきたいと思えますし、そうでなければ名前を伏せてということと考えておりますけれども。

【御厨委員長】 どういたしましょうかね。今までいろんな委員会がありますが、通常、私が経験したものは、名前は一応隠してはありましたね。ただ、名前は隠してあっても、言い方にくせがありますから、大体誰だろうというのはすぐわかるんですけども、いかがでしょうか。その辺は委員会として決めればよいということのようでございますので、

名前を出す、出さない、これ、越澤さんどうですか。

【越澤委員】 私、個人的には出しても全然支障はないんですが、そういうことでの学識者委員会です。ただ、我々が考えることなのかわかりませんが、一応今の段階では、司会されている委員長は委員長の名前が議事録に出されますね。ほかについてはただ委員で、あとは、行政のほう事務局だというスタイルが、今はまだ世の中一般的だと思いますので、とりあえず始めてみて、という気がいたします。

【国土交通省】 それでは、委員の個人個人の方のお名前は伏せると言うちょっと言葉がおかしいですけれども、公開ということではなくて、委員のご意見と、それから行政側の説明の部分はちょっと区別をして、委員のご意見と我々の説明というふうなところはちょっと明らかにしてはどうかと思います。

【御厨委員長】 いかがでしょうか。中条さん、いかがですか。

【中条委員】 何で委員の名前を伏せなきゃいけないのか私はよくわからないので。どっちでもいいんですけど、行政の方々はそれぞれ機関としてのご発言ですけど、委員は個人なので、名前を出したほうがいいんじゃないかなというのが私の考えですね。

【御厨委員長】 石田さん、いかがですか。

【石田委員】 はい、私も中条先生に賛成です。ただ、ちょっとちゃんとした日本語をしゃべっていないことが多く、後で恥ずかしい思いをすることがありますので、そのことのチェックだけさせていただければと思います。

【御厨委員長】 森田さん、いかがでしょう。

【森田委員】 私も個人の名前を出していただいて全然構いません。その件はそれでいいです。

それからもう一つ、これは確認のために質問するんですけども、最近、審議会とか委員会とかというのは、かなりおおらかに公開しておりまして、こういう場はあまりなれていないのですが、報道関係者だけに公表するということは、何か特段の意味があるんですか。例えば抽選か何かで傍聴者を選んでもっと審議の内容をおおらかに公表するということはやらないでしょうか。権利の関係が出てきた場合には困るという、そういう趣旨なんですか。そこだけを教えてください。僕はこれに対して反対しているわけじゃないんですけど、少しおおらかさがなくて、ちょっと戸惑っているだけですけども。

【国土交通省】 委員会の傍聴につきましては報道関係者に認めるということなんですけれども、その考え方としましては、委員の先生方は当然公開ですので、どういう方かというのは皆さんおわかりになるということなんですけれども、先生方からしますと、かえって、傍聴に来られている方がどういう方が来られているかなかなかわからないということもありまして、場合によっては発言としてなかなか難しい場合があるのではないかとこのことを考えまして、一応、報道関係者ということで仕切らせていただいたということでございます。

【御厨委員長】 それでは確認でございますが、委員会の議事録につきましては、この

1に書かれてあることで、議事録を非公開にするのは当該箇所と。そういう場合があるときも当該箇所、全体としては議事録を開くということでございますね。

それから、委員会の委員の名前につきましては、どうですかね、越澤さん、これ、もう出しちゃいましょう。

【越澤委員】 構わないです、出すことで。

【御厨委員長】 別にそれによって何ということはなく、今まででも大体だれがどう発言をしているかというのはわかりまして、「なるほど」とか言っているのはわからなかったりするんですが、内容については大体わかりますので、隠すこともなからうということにいたしたいと。

それから、報道関係に限ったというのは、報道の方には、それこそすべての報道関係者にあけることによつて的確に知らせていただくということと、それ以外の方に関しては、これもいろいろお考えはあると思うんですけれども、やはり利害関係者の立ち入りがかなり多くなった場合に全体としてどうであろうかということもございまして、これも最初は報道関係者にだけ開くということ、確かにおおらかにということもあるんですけれども、このおおらかがどっちのおおらかかという問題もございまして、スタートのところは報道関係者ということでよろしゅうございましょうか。

(「結構です」の声あり)

【御厨委員長】 それでは、そういうことで事務局の基本的なこの案を今のような解釈のもとに了承するというのでよろしゅうございましょうか。

【越澤委員】 あと、1点だけちょっと補足で。委員会資料は当然公開でこのとおりだと思いますが、例えばプロジェクターで投影したり参考までに見せる図面とか、いろいろそういうのもあっていいのかなと。つまり、委員会資料としては未成熟ですけれども、一応とりあえずどうでしょうかというのは、おそらくこの議論の中ではあっていいわけだと思っただけです。ですから、資料は完全に公開と。ただ、投影しているような資料、手元に図面を配っていただくとか、むしろそこら辺はあってもいいのかなと。ある意味じゃそれは資料ではないということになるかと思うんですが、やはりインターチェンジの構造とか含めての議論というのがいろいろ出てきますと、我々のほうにも逆にわかりやすく説明してほしいとなった場合、多分いろんな補足図面的なものも今後ある可能性もありますので、それはそれでということでどうでしょうか。

【御厨委員長】 そうですね。

【越澤委員】 それで、きちっと委員会資料とすべきものが出てくれば、その時に公開していただくということで。やはり公開と、議論をいろいろ理解を深めるために、両方兼ね合いを少しそのようにして。ちょっと細か過ぎますが、一応最初です。

【御厨委員長】 いえいえ、とんでもありません。今の越澤さんの意見、よろしゅうございましてね。それは資料ということの範囲におそらく入るでしょうから、それで、議論したことはなるべく広く公開するというのが我々の委員会に課せられたことでありましょ

うから、じゃあ、その方向でということでもよろしく願いをいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いましてこれから議事を進めさせていただきます。

まず、資料1の道路計画合意形成研究会の提言書及び資料2の設立趣旨及び規約について、これについて、それでは、事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

(資料1, 2の説明)

【御厨委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、今の資料1、2、これにつきまして今ご説明がございましたけれども、委員の皆様の方からご質問等ございましたら、ぜひこの際出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【中条委員】 それで、まず1点目なんですけど、これはここでお聞きしてもしょうがないんですけど、石田先生もいらっしゃるんで、合意形成研究会の最後の表があるんですけど、欧米諸国と書いてあるんですけど、アメリカがない。アメリカを載っけてないのは、これは当たり前だ、当然だからということで多分載っけていないと理解していいのでしょうかねという確認の質問が1つです。

もう1点は、第三者機関って何ですかということなんです。第1と2は地元の住民と行政ということなんでしょうか。それに対して、独立に中立な第三者機関。道路計画合意形成研究会の提言書では道路管理者が設置すると書いてあるんですけど、道路管理者が設置すると第三者機関と言えるのかどうか。こういう委員会は必要だし、この委員会の必要性を否定しているわけでは決してないんですけども、第三者機関と呼ぶことはちょっとおかしくないかという、その質問です。

【国土交通省】 第三者機関について、では、事務局のほうからお答えさせていただきますと思います。

先ほど先生がおっしゃったとおり、こういう道路事業でいろいろもめる場合について、やはり行政側と住民側ということで結構対立の構造になっているということで、そういう意味では、第1番目が行政で、2番目が住民側ということだと思います。その行政と住民の間での新たな手続としてP Iというやり方でやっていこうというこれからの動きでございますけれども、そのP Iの手続について客観的な立場から第三者機関ということで、その手続についてほんとうにこういう形で公正なのか、透明性があるのかということで、いろいろと審議、助言、評価していただくという場で、この第三者機関ということを考えているところでございます。

【御厨委員長】 今、中条さんが言われたのは、道路管理者が選定、つまり委任することで、第三者機関と果たして言えるのだろうかという、こういうお話なんですけれども、これはP Iプロセスの提言書の作成にかかわっておられた委員の方もおられますので、これはどういう感じで決まったんですかね。お二人のうち、どちらか。

【越澤委員】 じゃあ、それぞれ受け取り方も違うかもしれませんが、フランクにと

いうことで。

【御厨委員長】 はい、結構です。

【越澤委員】 管理者という意味は、つまり、この外かく環状道路で言えば、国なのか、今、話題になっている道路公団なのか、東京都なのかは明示されておりません。いずれにしろ、首都圏の重要な道路ということで国と東京都が共同で推進することは間違いのないわけです。ですから、いずれにせよ推進して、あるいは事業主体となり得る行政機関、まずそこがこういう委員会を設置する。ただ、問題は、その委員会の運営なり議事進行なりがきちんと、例えば反対している方が見ても、あるいは報道の方が見ても、適切に手順を踏んで意見は意見として言って、その意見を逆に、行政側、住民の方々あるいは地元の議会、地元の地方公共団体がどう受け取るかということを考えようということで、つまり我々の意見自身は、確かに形式的には国ないし東京都から依頼されて、それは逆に言いますと、今、行政でしかできないだろうということでありまして、例えばの話なんですが、将来的には、委員会の中でも議論があったんですが、こういうことの一種の第三者的な、公共事業とか社会資本整備に関するいろんな大きなプロジェクトというのが議論があった場合に、例えばそのこういう委員会を設置できるようなNPOなり適切な機関がもしあれば、そこが運営するということはあり得るかもしれません。現状ではまだそれがないだろうと。それからまた、これは私個人の意見ですが、逆に、反対運動をしている方々のほうにそういう事務局をつくれというのもまず無理だろうということで、問題は、選ばれた我々委員がどのような意見を言って、どのように判断をして進めるかということ、第三者ということで適切に運営するというのを逆に我々が問われているということで、当面は、事務局としては、つまり設営から含めてというのは、やっぱり推進する国ないし東京都にやっていただくよりしようがないのかなというような現実的な考えであって、常に行政側がやるべきということではないと。色々な議論が道路合意形成研究会であったのは事実ですが、現実的に当面はこうなのかなというぐらいで落ち着いたと私は思っておりますが、少し感じが違うかもしれませんので、石田さんから何かございましたら。

【石田委員】 事務局が、第1が行政で、第2が市民でということをおっしゃったんですけど、現実的にはそういう構図になっていると思うんですけども、それはやっぱり非常に不幸なことだと思うんですね。本来的には、行政というのは、国民の皆さんあるいは市民の皆さんのニーズを把握し、これは必ずしも一致しているものではなくて、相互に矛盾、対立するニーズもあると思うんですけども、それをきちんと調整をするという、本来的には第三者的機関であるべきだと思いますが、現実にはそういう状況になっていないので、第三者的な機関の必要性が高いだろうという、そういう認識を皆さんお持ちだと思うんです。そのことに関して、基本的には、今、越澤先生がおっしゃったとおりなんですけれども、中条先生がおっしゃられたように、厳密に言うとほんとうに第三者機関かって言えると思うんですけども、でも、そのことをどう我々が努力して獲得するか。そのことには、この会議そのものの公開の問題とか、どういう議論がこの会の中で行われるかと

ということがまさに問われていて、これが第1号でスタートしていくわけでありますけれども、この方式を社会的にもきちんとした目的に合うような、透明できちんとした議論をするということがまさに求められているのかなという気がいたします。将来的には、こういうことの積み重ねがあって、あるいは日本の社会のさらなる成熟とともにNPO的なところが育ってきて、真の意味での第三者というのが育つべきだろうとは思いますが、非常に不幸なことに、そういう歴史も経験もないので、ある意味ではこういう形をとらざるを得ないだろうというのが合意形成研究会の結論といたしますか、議論で、皆さんが「そうだね」という話だったように思います。

【御厨委員長】 ありがとうございます。今、委員の方にはかなり立ち入ってご説明をいただきました。多分そういうことだろうと思うんですね。これ、最初に設置するとき、設置の方法で議論しておってはおそらくずっと議論が先に行かないということがあって、我々自身も多分、これから後も出てくると思うんですが、この委員会で一体何をするのかなというのは、わかっているようでわかっていないところが実はある。それを含めて、とにかく実験的試みと言うと変ですが、一歩歩み出してみようというところがこの委員会の性格なのかなというふうに私も思っております。

したがって、やってみて、それをどう評価していただくかというのがおそらく外側の判断だろうと思しますので、とりあえずこの形でスタートすると。しかし、そういう議論があったということ踏まえ、それからまた、将来的にはこういう形がうまくいって別の形で引用されるということになれば、文字どおり第三者ということになるんでしょうが、そういう意味では、現段階では括弧つきではありますけれども、括弧つき第三者機関と。その括弧が取れるようになるかどうかは我々の頑張り次第であるというふうな、そんな感じがするんですけど、中条さん、どうでしょう。そういう感じで。

【中条委員】 私はNPOは公正中立な第三者機関にはなりえないと思います。NPOはNPOの私的な目的で行動しますから。それはそれとして、私は石田さんと同じ考えで、本来的にはこうあるべきだという姿があって、それはやはり、道路設置管理者の予算とは違う予算で設置されるべきです。アメリカのケースでは明らかに道路予算とは違う連邦の予算で来ているわけですね、そういうパブリック・インボルブメントの組織というのは。しかし、我々はそこへいきなりは行けないわけで、まさに委員長がおっしゃったように、まずはこういう形が第一歩と。そここのところさえ認識しておけば私はいいいんだと思いますし、委員の皆さんは、設置管理者がどこであろうが、皆さんそれぞれ公正に自分の意見をおっしゃる方ですので、実体的には全く問題はないと思っております。

【御厨委員長】 森田さん。

【森田委員】 第三者機関としての有識者委員会の役割をもう少し確認しておきたいんですけれども、PIプロセスについての審議、評価、助言というのが第2条の目的となっているんですけれども、3条を見ますと、外環計画の必要性及び内容についての審議というふうに書いてありますね。そうしますと、そのプロセスに対する助言だけではなくて、

外環の計画の必要性自体についてこの委員会がある程度の見解をまとめなきゃいけないのかということについて、一番最初の会議ですから、その確認をお願いします。

【御厨委員長】 外環計画のこれは、多分、所管事項にそれが含まれていて、おそらくこの辺のところを議論するといいますが、今おっしゃったように、ある程度踏み込んで議論することが、この委員会が事務局とある程度の緊張関係を持ちながら議論できる場所というふうに、委員長としては理解しております。それはどこまでいくかというのは、これは実際に始めてみないとわからないんですけども、その幅を持ちながら議論をしていくということで、そういう意味での委員会の自主性というか、むしろ、これをやることによって委員会の自主性というのは多分確保されるんだろうという感じでありまして、それは委員長個人の見解であります、事務局のほうはそんな感じでよろしいですかね。どうでしょう。

【国土交通省】 基本的にはそういうことでよろしいんじゃないかと思います。所掌事項の3条でございますが、3)のところが必要性及び内容について審議というふうにあります。提言の中にも、この構想段階についてはアセスなどの都市計画決定レベル等の詳しい計画精度に至っていないということもございますので、今の段階でできる内容についての審議ということで、我々としてもお願いできればなと思っています。ただ、内容について細かい詳しい計画精度に至った形でのこの委員会としてのお墨つきとか決定とか、そういうレベルまではちょっと至らないのかなとは思っておりますけれども。

【御厨委員長】 それはそうですね。

【中条委員】 第3条の3)は、外環計画の必要性ですよ。外環そのものが必要かどうかという話じゃなくて、外環計画というものの必要性ですよ。

【国土交通省】 そうです。

【中条委員】 そうですね。

【御厨委員長】 そういうことです。

それでは、ほかにまだご質問等ございますでしょうか。

【越澤委員】 1つ、よろしいですか。

【御厨委員長】 どうぞ。

【越澤委員】 この委員会は始めたばかりですから、逆に言いますと、いつごろまでに終わるかというのはなかなか議論はしにくいんですが、とはいいいながら、とりあえず、最初このぐらいをめどにして、ある程度やれることまでやってみようかということがないと、我々の議論もどこまで集中して議論するかとか、あるいは、委員の中でも当然意見が少しニュアンスが違っていいわけですね。当然それぞれ意見を持っていますから。ただ、そこで、例えば場合によっては委員長で見解の集約をするとか、そういうことがある程度どこかで必要になるかと思っておりますので、これも船出をしないとわからないということもあるんですけども、多少ある程度のめどをつけながら、このぐらいでもし可能であれば委員会としてはまとめなり、場合によっては委員長の責任における見解ということもあると思

うんです。要するに、行政なり市民の方々に、あるいは外に向けて、我々としては今こう
いうふうに考えているとか、どこかで節目、節目が要るかなという気もするんですが、そ
こら辺、多少は努力目標といいますか、少し議論しておいたらどうかなと思うんですけ
ど、いかがでしょうか。

【御厨委員長】 わかりました。それは越澤さんご自身はどうです？ 今言われたけれ
ども、そういう意味では期間というのはどのくらいの感じ？

【越澤委員】 やはりこれはゼロからつくっている構想検討であると多少時間をとって
もいいかなと思うんですが、一方で、おそらく行政の方々、事務方もそれぞれ、今、非常
に集中的にいろんな議論をされている段階ですね。ですから、私としてはできれば、この
設置がいつまでかちょっとわかりませんが、今、12月ですので、例えば3月末ぐ
らいまでにもし何らかの検討が進むようでしたら、1回そこで中間とか、第1回目まとめ
とか、それで終える必要はないわけですから、そのときに、何がある程度議論として煮詰
まってきたのか、ここはまだわからないねという確認をとって、またそれで、世の中、わ
りと年度で動いているものですから、それで4月以降、どのくらいまで何をしようかと
か、我々自身がいわゆるレポートを出す立場ですから、少し見越してやっていったらどうかな
と。何回くらいこの委員会をこれから開くかということもありますけど、これ、ちょっと
できれば皆様方のご意見で、あと委員長のご判断もあると思うんですけれども。

【御厨委員長】 ということで、今、越澤さんからご意見をいただきましたが、その件
に関して、石田さん。

【石田委員】 その件に関連するんですけれども、委員の任期は委員会の所掌事項が終
了するまでと書いてございまして、じゃあ、いつ終了するのということの議論、終了の定
義って何だろうかということです。提言書にありましたように、構想段階と計画段階とい
うことで、外環計画の場合は昭和41年に正式に都市計画決定してありますので、都市計
画決定の変更手続に入るまでというふうに考えてよろしいのでしょうか。それをもって所
掌事項が終了するということの定義だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【国土交通省】 先生がおっしゃったとおり、構想段階から計画段階に至るまでとい
うことで、都市計画なり、アセスナリの手続に入るまでというのが基本であろうとは思っ
ておりますが、ただ、それで本当に終わるかということ、その後の話も若干あるのかなと思
っておりますが、基本的にはその段階だとは思っております。

【石田委員】 そうしますと、行政の中での手続の話とか熟度の認識の話とかあるので、
具体的にはお示しできないだろうと思うんですけれども、外環の場合は両局長の当初の
お話にもありましたように、歴史的な経緯を引きずっている。ゼロからのスタートとい
うよりは、むしろマイナスからのスタートであるというふうなプロジェクトかなというふう
に個人的には思っております。やっぱり相当程度一生懸命やらないと、この委員会自体
の社会的な信用性ということもご認識いただけない可能性も相当程度あるんじゃないか
と思います。提言書の中には計画原案の提示から6カ月ないしは1年くらいというふう

に書いてございます。一番後ろのほうに、事業の特性があるから柔軟に適用するとも書いてありますので、あんまり6カ月とか1年とかということのリジットに考えないほうがむしろいいのではないかなと思います。ただ、この会議の中でいろんな議論がこれからされて、評価とか助言をしていくわけでありましてけれども、そのことについては、この委員会が終わるまでに何か1つの提言書をまとめて報告して、これを実行してくださいという形ではなくて、その都度、その都度、節目、節目といいますか、皆様のご意見が一致を見て大事だという認識を得た段階では行政に対して物を申して、それについては重く受けとめていただくと、こういうスタイルじゃないかなと思うんですが。ちょっと取りとめなくなりましてけど。

【御厨委員長】 いえいえ。それじゃ、その件に関して、中条さん、いかがですか。

【中条委員】 私は全く結構だと思います。ただ、目的にもP Iプロセスの時間管理を念頭に置きつつということが書いてあって、まさにマイナスのプロジェクトであるからこそ、より早くやらなきゃいけない、早く決めなきゃいけないということだと思いますから、そうそうのんびりはしてられない話なんだろうと。その辺のところは皆さんもおわかりになっていることですから、おのずとどこかで節目というのが出てくるのかなと思います。

【御厨委員長】 森田さん、いかがですか。

【森田委員】 結構です。

【御厨委員長】 それでは、この件に関しまして、大体合意できたようでございますが、石田さん、それから越澤さんが言われたように、どこかでやっぱり節目は必要だろうと。しかも、中条さんが言われたように、マイナスでスタートしたから、要するにここはだらたらというわけにはいなくて、やっぱりびしっぴしっぴと議論を進めていく必要があるということで、毎回の委員会である程度のものができ上がって、そしてそれを行政に要求するときには、何らかの形でそれを1回1回集約をして出していくと。そういう小さな集約の上に、おそらく中間的な取りまとめをある段階でやると。それは多分、先ほど越澤さんが言われたように、年度が変わるか変わらんかというところ、3カ月議論すれば、しかも今回は集中的にやるというふうに言っておりますので、そこまで出て知恵が出ないということではちょっと困るということがありまして、3人寄れば文殊の知恵といいますが、ここはこれだけの数がありますので、もうちょっと出るかなということに期待いたしまして、それでは、そんなような運営の仕方にさせていただきたいというふうに考えます。よろしゅうございませうか。

ほかにございますか、この件に関しては。

それでは続きまして、今度は資料3、外環の経緯と、それから資料4、これまでの外環P Iプロセスについて、これ、説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(資料3, 4の説明)

【御厨委員長】 ありがとうございます。

それでは、今の説明につきまして、委員の皆さんのほうからご質問、ご意見等お伺いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。外環の経緯と、これまでの外環P Iプロセスについて、ビデオを含めて、今ご説明を受けたわけではありますが。

【中条委員】 単純な質問なんですけど、今、反対しておられる方と、昔、反対しておられた方とは、同じ人なのか。それとも違う人たちで、また反対の組織等も違うのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

【国土交通省】 35年間の歴史がございますので、世代はおかわりになっている面が多々ございますが、多くの方は地権者及びその周辺の方々というところでは、エリアはほとんど同じでございます。ただ、その後、計画決定された後に新しくお住みになった方々も多々ございますので、そういった方々がどの程度新しく入っておられるのかというのはちょっとわからない状況ですが、反対団体の方々は今と同じ方々が世代交代されているというような状況かと認識しております。

以上でございます。

【中条委員】 もう1点。先ほどの資料の中で、責任を明確にという話があって、それで、謝罪をしろという話がありました。これは何に対して謝罪をしろと言っているんですか。例えば成田の空港の場合だと、もうつくっちゃったわけですから、当然それは謝罪をしなきゃいけない話なんですけど、まだやっていないものについて謝罪しろというのは、計画をつくったこと自体がけしからんという、そういうことなんでしょうか。

【国土交通省】 資料の11ページの第1回目のところにもございますけれども、やはり都市計画決定の仕方、当時は現在の都市計画法ではなく、旧都市計画法ということで、現在のように公聴会ですとか住民の意見書をとるというような手続がなく、先ほどのビデオにありましたけれども、都計審で決めたということです。そのような手続について謝罪しろという趣旨だと認識しております。

【東京都】 補足させていただきます。手続に関しましては、当時の都市計画法というのは、公聴会制度とかそういうふうなものを持っていなかった。行政が案をつくって都市計画審議会にかけて、それで決定と。なおかつ、もう一つ問題がありましたのは、昭和18年に制定されておりました許認可特別措置法という、その法律に基づいて決定しているというふうなところがありまして、そういうことに関しても、地元の方々が、手続が非常に強行だということですかね、そういうふうな認識があったというふうに我々は認識しております。

それと、先ほどの住民団体の方々にしましては、今、国土交通省がおっしゃいましたように世代交代も大分してきておりますけれども、現在、私どもが7団体と全体会という形でお話をしておりますのは、知事が現地視察に行ったとき要望書を出していただいた団体でございまして、それは大きな核となっておりますのは外環反対連盟というふうな、こ

れが7区市に各ブロックごとに団体を結成してございます。

以上でございます。

【御厨委員長】 中条さん、よろしいですか。

【中条委員】 はい。

【御厨委員長】 あとほか。

【森田委員】 最後の資料4で、これまでの外環PIプロセスについてご説明いただいたんですけども、この外環PIプロセスというのは、今回、この第三者機関で扱うPIプロセスの一部として認識したらいいんですか。といいますのは、この報告書を見ますと、PIプロセスの構成というのは、周知、意見把握という一連の手続きがあって、その中の今までおやりになられたプロセスというのは、例えば周知のプロセスの一部にこのプロセスが該当すると見なしていただけるのか、位置づけを教えてください。

【国土交通省】 まさにこの一部ということでご理解いただければというふうに思います。ただ、我々も、このままこれまでのやり方だけではなかなかいかないということで、大臣の答弁もございましたけど、新たな話し合いの場というようなこともありまして、そういうことも模索しておりますけれども、ここでご紹介したのはその一部ということでございまして、これもあわせてご議論願えればと思っております。

【森田委員】 といいますのは、これからはこの提言書に基づいてPIプロセスをもう少し体系的に組んでやっていくという話なんですか。といいますのは、全体の手続の流れが私自身よくわからなくて、第三者機関をつくったということによって、PIプロセスをもう少し体系的にやり直すということなのか、あるいは、今までのも一部取り込んで、PIプロセスの見通しといいますか、ここでいただいた意見というのはこういう審議のプロセスに反映していくんですよというようなことをあらかじめ示して、提言どおり、理想的なPIプロセスをここで組もうとするのか、そののところについてちょっとよくわからないものですから、教えていただけますでしょうか。

【国土交通省】 先ほども少し申し上げましたけれども、これまでのやり方は、この資料を読んでご紹介したとおりでございますが、PI協議会というようなことで、先ほど申し上げました原点に立ち戻った新たな話し合いの場というようなことで、我々も考えているところでございます。今回の資料はこれまでのPIプロセスを示したのですが、これからのそういう進め方等を含めて、この委員会等でまたご議論し、PIのあり方としてほんとうにいいのかどうかということでご議論いただければと思っております。

【森田委員】 はい、わかりました。どうもありがとうございました。

【越澤委員】 これまでの経緯の概要についてはわかりました。またさらに教えてほしい点はあるんですが、それは別としまして、我々自身もそろそろ時間管理もありますので、12時までとなっておりますので、これは私想像なんですけど、おそらく事務局のほうでは、今後の議事とか次回何をするかはあえて出していなかったのかなと。つまり、そうしますと第三者機関にならないということもありますので、となると我々が考えなきゃならない

ということなのかもしれませんので、この辺、どういたしましょうか。実はその時間と
いいですか、それはまた各先生方も多分考えが違うと思いますので、最後はちょっとその
意見交換をしなきゃならないものですから、どういうふうにいたしましょう。

【御厨委員長】 わかりました。確かに時間が押してまいりまして、おっしゃるとおり
でございます。それでは、先ほどのご説明についてのご質問等に関しては、今、森田さん
からのご質問が出ましたが、それで一応いいということであれば、今後の進め方について
議論を移したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、実は、今、森田さんのご質問自体も、どう進めていくかという話なんですよ
ね。つまり、ここで、これまでの外環PIプロセスについて出していただいたものをどう
いうふうに扱うかという問題を含めて、我々は、次、じゃあ一体何を議論していくかとい
う話になるかと思うのですが、これはどういたしましょうかね。一応、次回の日程調整だ
けは既にできておりまして、これは、先生方お忙しいので、事前にお伺いしておりまして、
12月21日(金曜日)の午前中に開催したいと。ただし、石田先生はちょっとご都合が
つかないということございましてたんですが、あとの先生が一応ご都合がつくというこ
とで、2回目はわりと近々なんですが、12月もう一回ということ、21日に開催とい
うことになっております。

ただし、そこで何をやるかということについてはまだ決まっておりません。要するに、
我々としては、まずはおそらくある程度の知識の吸収だろうと思うんですね。判断の材料
というのをどういうふうに求めていくかということだろうと思うんですが、その辺を含め
て、もしご意見をいただければ、いかがでしょうか。中条さん、どうですか。

【中条委員】 まず、今までの経緯は大体わかったんですが、今、なぜ反対をしている
のかを整理してほしい。先ほど簡単なのはいただきましたが、もうちょっと整理をして
いただいて、要するに、条件を求めて反対をしているのかとか、それから、ともかく謝罪し
てくれないからけしからんと言って反対しているのか、いろいろ幾つかグループ分けが可
能かと思うんですが、それを整理していただきたいというのが1つ。

もう一つは、私たちがとり得るべきどういう選択肢があり得るのかということ。都市計
画決定をやり直すということも含めてどういう選択肢があるのか。その場合のコスト・ベ
ネフィットはどうか。そして、PIを行うに当たってとり得るべき手段としてこんなもの
があるよねという、選択肢を整理していただくとありがたいなと思います。

【御厨委員長】 ということで、今、中条さんからご意見をいただきましたが、越澤さ
ん、どうですか。

【越澤委員】 第三者委員会ですから、あまり事務局側の資料に頼るということをしな
くてもいいとは思いますが、とはいいいながら、今回の国の方々も、たたき台を出
した上でたたいてくださいということですので、現時点で世の中の流れの変化を見なが
らも、行政としては今だったらこのぐらいは頑張ればできますというのを、むしろ逆に、特
にPIプロセスを出していただいて、我々のほうは見ると。ここ、もうちょっとやっぱり

やったほうがいいんじゃないのとか、場合によっては、これはひょっとしたらやり方によっては少し簡素にできるかもしれないとか、やはり限られた時間ですし、むしろP Iプロセスについては当事者の皆さん方のほうが、従来ですとこのぐらいだったけど、もっと頑張るところまでですとか、そこら辺、率直に出していただいて……。

それと、本日の委員会資料を見ますと、外環の開通区間でも既に過去、同じように反対があったり等しながら、その後、実施にいった区間についてもやはりいろんな手続を踏んでいるようなんですね。ですから、それも地方分権になったりしてまたいろいろ制度が変わっているかもしれませんので、ともかく一応こんなところまで来てこうまとめて、後はこう動きますとか、少しそこら辺を交通整理を、場合によってはもし凍結だという案が出た場合、じゃあどこに戻るんだとか含めて、頭の体操も含めて、どういうことがあるのか。

それから、既に一部こういうふうパンフレットを出されたり、これも当然ながら、国と都としてはP Iプロセスの1つだというお考えだと思うんですが、こういう提言が出たり動きながらになると、もうちょっとどういう点が工夫のしがいがあるのか、それはたたき台を出していただいたほうがいいのかなという気がいたします。

ただ、あんまりたたき台に頼るとよくないので、私のほうで逆にちょっと、意見というか、提案ということで、所掌事務の1)、2)、3)、4)、5)がございまして、おおむね、最初、1)、2)、3)、4)のどれを集中的に議論しようかとか、こうしようかというのは、我々のほうでやっぱりある程度意思があったほうがいいんじゃないかなという気がします。できればそれは今日、わりと少人数の委員会ですので、各先生のご意見と、あと委員長で、ある程度少しさばいていただければどうかなという気がします。これはやり方の提案です。

それから、私としましては、1)と2)は比較的連動している内容ですので、きょうも資料があったんですが、ぜひ外環計画そのものの3)と4)についてもうちょっと教えてほしいということがありまして、今、明らかに国と都とで、つまり大臣と知事は、高架では無理で、推進の立場で地下化という提案をされているわけですね。ですから、地下化になった場合と現状の案、それから掘割とか、多分それ以外にはやらないと言っていたと思うんですが、どういうことになり得るのか。幅員も含めて、おそらく私の想像では、変更を見ると、みんな60mとかいろいろ広げているわけです。ですから、多分、おさめる努力をしますといいながらも、どこかでインターチェンジもあるでしょうし、何らかの幅を広げる区間もあるかもしれません。技術的にどういうことになり得るのかというところをですね。

それとか、もともと過去の計画のときに、当然ながらある程度一般道路部分があると思うんですが、周辺の地域は、多分そんなに道路整備が進んでいない地域が多いんだと思うんですよ。もともと一般の道路がですね。ですから、当時の計画では周辺の外環に伴う一体的な整備という考え方があったのか、なかったのか。なければいいと思うんですね。もし今後やる場合には、仮に地下化をしたとしても、周辺のまちづくりどうするのというのがあってと思いますので、今の時点で考えられる、つまり、数が少なくてもインターチェンジはどこか必ずあるわけですから、それを含めて周辺の、例えば東名とだけ接続す

るだけの道路じゃないと思いますので、地域の方々がどこかでインターに入るはずですね。だから、場所がどこかではなくて、その場合に、一体、ある程度の周辺の道路の話もやっぱり同時並行して進めなきゃいけないのか、あるいは、それも外環道の中のP Iに入ってくるのか、またそれは別だということで、1回、方向が決まらなると地元の議論ができないからそうしましたというのか、そこら辺、我々、ゼロから考えるとやっぱりやりづらいので、少し広く柔軟に、たたき台になる考え方とか、あるいは、都のほうで場合によっては地元の区とかも相談できる範囲で相談いただいて、それがあると、今後、我々のほうが、3)、4)をどの程度、どの段階で議論できるかが少し見えてくるのかなというような気がしました。

ですから、できれば次回、3)、4)にかかわる基礎的なデータをなるべく出していただいて、どの時期にどこまでこの委員会で議論するのかという見きわめをできれば次回くらいまでにつけたいというのが私の希望ですけれども、いかがでしょうか。

【御厨委員長】 森田さん、いかがですか。

【森田委員】 幾つか私も最初から勉強しなきゃいかんもんですから、お願いしたいんですけど、私は、多分、特にこの計画道路に対しては環境問題というのが1つのポイントになるだろうと思うので、私はそここのところのデータを幾つか見せていただければと思うんです。外環計画によって、特に大気汚染について今までご検討された結果を提供していただきたいということですね。それは、外環の計画の地域だけではなくて、その外環が完成したときに、東京全体の交通体系がどう変わって、それによって大気汚染の状況がどう変わってくるかということ、そういうシミュレーションをもしやられていたら教えていただきたいということですね。こういう道路をつくりますと、交通をスムーズにして環境をよくする部分と、さらに交通量を誘発するということがございますので、その兼ね合いのところがよく議論になるところだと思うんです。環境だけでこの計画の善し悪しが判断されるのではなくて、全体の中で環境をどう位置づけるかということを議論しなきゃいけませんけれども、まずは基礎資料として可能な限りご提供いただければと思います。

【御厨委員長】 ありがとうございます。

【石田委員】 2点ございまして、1つは、ここの任務の主要なものが、P Iプロセスについてご助言申し上げるということなんですね。その関連で申し上げますと、資料4で非常にたくさんの努力をされておられて、非常によろしいんだと思うんですけれども、例えばパンフレット等で1万部と3万部とか5万部とか、外環ジャーナルについては93万部ということで、非常に多人数、広域を対象にされた活動だと思うんですね。提言書の中にも、周知、意見把握、公表というプロセスがありますが、「みなさんの声」というパンフレットも2つつくられておりますが、やはり広域ということが対象かなと思います。そのことについてはかなりの程度把握が進んでいるんじゃないかなと思うんですけれども、問題は、広域には、効果がある、東京のためには必要だろうということなんだけれども、それがどうして私のところに来なくちゃいけないのかということについても、やっぱりきちん

とディスカッションするといいますか、そういうことも非常に大事な要素だと思うんですね。そのことについてのP Iというのがどうなっているのかということ、これはまだまだかなという気がいたしますので、その辺についてどのようなお考えなのかということをごぜひ次回、私、欠席させていただきますけれども、皆さんでご議論していただければと思います。

2番目には、先ほど森田さんがおっしゃいましたように、やっぱり環境の問題というのを皆さん非常に気になさっておられます。あるいは、昨今の行財政改革等で、ほんとうに公共の福祉ということで、費用対効果ということの問題もありまして、ちょっと専門的になってしまいますけれども、この外環の必要性和その効果というところでいろんな予測をされておりますが、自動車のODを、固定で計算されていますよね。ですから、森田さんもおっしゃった誘発とかということについては、このパンフレット等では計測されていない、カウントされていないというふうに考えたほうが正確だと思うんですね。そういうことで、これからほんとうに皆さんのご心配事に対して技術的に解決できるべき点は解決したほうがいいと思います。このパンフレットで今までやられてきた内容についても、やはりもうちょっと深い突っ込んだ議論をしないと、我々の任務というのは多分果たせないで、その辺についてもぜひ議論していただければと思います。

以上です。

【御厨委員長】 ありがとうございます。それぞれ4人の委員の方々からのきょうの議論を踏まえて、それに、事務局のほうから資料4でいただきましたP Iの今までのプロセスについてもご説明がございました。これを1つ前提にいたしまして、我々としてどこまで、越澤さんがおっしゃったように、所管事項の中の1)、2)、3)、4)というのをどういうふうにやっていくかということですが、3番、4番、まさに内容に立ち入って少し議論をするのが私としてもいいのではないかという気がいたします。今、皆さんから寄せられました意見をまとめると、委員の方々それぞれ、やはりもう少し突っ込んだデータ、より突っ込んだたたき台、そのたたき台になるものも、今お話しになりましたように、広域のところ、それから、そうじゃなくて、今度はある種、自分のところは嫌だよという、これが当然ございまして、その辺のところまで含めた情報のご提供をいただきたいと。これ、事務局に対してお願いでございますが。

そして、全体としてのシミュレーション、大体こういう場合にはこうなるという図柄とありますが、選択肢とありますが、それを問題別に少しご整理をいただいてこの委員会に出していただくということで、そういたしますと、多分に我々のほうとしても、さっき頭の体操ということがございましたけれども、やっぱり何が考えなきゃいけないことなのかというのが委員会としてももう少し明確にわかってくるような感じがいたしますので、次回はぜひそういうことで、事務局のほうは時間が短くて大変だと思いますが、できる限りで結構でございます。出していただいて、出していただいたものが、こういう委員会の性格ですから、決してうまく体系的になっていないかと思うんですね。まあまあこういう

ところだというのを投げていただければ、我々のほうで多少そこから議論の糸口を見つけ、次回、少し深いところまで議論をさせていただくという、そんな感じできょうのところを終えさせていただきたいと思います。

それから、石田先生につきましては次回お休みでございますので、こちらの議論とか、あるいは出していただいた資料等々については、またご意見を別途、この委員会ではないけれども、ちょうだいをするということで進めてまいりたいと思いますが、そんなことでよろしゅうございましょうか。

【中条委員】 ちょっと1点だけよろしいですか。

【御厨委員長】 はい、どうぞ。

【中条委員】 私が申し上げたのは、選択肢を出していただきたいということです。たたき台ではなく。なるべく幅広い選択肢を出していただきたい。

【御厨委員長】 選択肢、つまりオルターナティブですね。ですから、それを出していただくということで、そういうことを含めて、次回、いろいろと情報をお出しいただいて、我々として議論を重ねたいと存じます。

それでは、大変お忙しい中、ちょうど時間でございますので2時間いろいろと議論をさせていただきました。どうも皆様、きょうはほんとうにありがとうございました。以上をもちまして第1回目の東京環状道路有識者委員会を終わらせていただきます。

【東京都】 大変長時間ご議論いただきましてありがとうございました。

それでは、次回21日は、今、委員長に取りまとめしていただきました課題につきまして事務局でまとめて、ご報告申し上げ、それをご審議していただくというふうなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

今後も引き続きご協力のほどをお願いいたしまして、本日、第1回目の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

- - 了 - -